



## マイナンバーカードの休日交付 事前の予約が必要です

問 町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

マイナンバーカードが次の休日交付日にも受け取れます。休日の受け取りをご希望の方は、受け取り希望時間を必ず電話にてご予約ください。

■予約窓口 町民税務課戸籍係

平日午前8時30分～午後5時まで

■休日交付日 5月26日(土)

■交付時間 午前10時～午後3時まで

■受け取りに必要なもの

- ・マイナンバー通知カード（申請書から切り離した、12桁のマイナンバーが記載されたもの）
- ・個人番号カード交付通知書

（ご連絡に同封されたハガキ）

- ・写真付本人確認書類（運転免許証など）
- ・印鑑（ゴム印不可）
- ・お持ちの方は住基カード（引き換えで交付します）
- ※代理人による受け取りは本人が入院中などで来庁が困難な場合に限りられています。詳しくは戸籍係へご相談ください。

## 工業統計調査へのご回答を！

問 総務課 企画政策係 ☎77-3921

経済産業省では、6月1日現在で「工業統計調査」を県、市町村を通じて実施します。

この調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的とする重要な調査で、統計法に基づく報告義務があります。

皆さまからご提出いただく調査票は統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確にご記入ください。

調査員が「調査員証」を携行してお伺いしますので、ご回答をよろしくお願いします。



## 日本年金機構の手続き マイナンバーの利用について

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

各種手続きにおいて、マイナンバーを利用することで、これまで必要だった書類の提出が不要となり、住所変更届や氏名変更届の届け出が省略できます。

平成29年1月から日本年金機構では、マイナンバーによる年金相談・照会を受け付けており、基礎年金番号が分からない場合であっても、マイナンバーカードをご提示いただくことで、相談が可能となりました。

マイナンバーによる相談・照会を行う際には、年金事務所の窓口でマイナンバーなどの本人確認書類の原本をご提示ください（電話でもマイナンバーがあれば対応できます）。

さらに、平成30年3月5日からは、これまで基礎年金番号で行っていた各種届け出・申請についても原則としてマイナンバーの記入が必要となりました。

マイナンバーの利用にご協力ください。

詳しいお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178  
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

## 「5月・6月は、赤十字運動月間です」 ～災害からいのちを守る赤十字～

日本赤十字社千葉県支部は、「人のいのちと健康、尊厳を守る」という使命のもと、世界190の国と地域に組織されている赤十字・赤新月社と連携し、国内の災害時における救護活動や国外の紛争・自然災害・病気などで苦しむ人々への救援活動だけでなく、その後の復興支援や防災・予防などの開発協力など、さまざまな人道的活動を行っています。

これらの人道的活動は、多くの皆さまの温かい善意によって支えられています。

活動資金へのご協力をお願いします。

### ■問合せ

日本赤十字社千葉県支部  
☎043-241-7531  
<http://www.chiba.jrc.or.jp>

**国保**

国民健康保険税  
納め忘れにご注意

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

国民健康保険（以下、「国保」という）税の納期限を過ぎると、督促が行われます。納め忘れがある場合は、早急に納付してください。

督促後も納めずにいると、保険の給付に制限がかかり、通常保険の代わり「短期被保険者証」が交付されます。さらに、納期限から1年を過ぎると「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。資格証明書は保険証と異なり、医療機関を受診した際いったん全額自己負担することになります。

**■国保税の豆知識！Q&A**

**Q:** 国保税は誰が納めるの？

**A:** 国保では加入している一人一人が被保険者ですが、国保税は世帯主がまとめて納めます。

**Q:** 国保税はどのように決められるの？

**A:** 年度（4月から翌年3月）ごとに計算して決められます。年度の途中で加入人数が変わったり、前年の総所得金



町内に山中古道の看板が設置されました

保険証のお問い合わせは国保年金係、国保税のお問い合わせは町民税務課課税係（☎77・3915）までお願いします。

額が変更になったりしたときなどは、再度計算します。  
**Q:** 年度の途中で加入・脱退した場合、国保税はどうなるの？  
**A:** 月割りで計算します。年度途中から加入した場合は、加入した月から年度末まで、年度途中で脱退した場合は、4月から脱退した前月分までとなります。

**収税**

税の公平性を保つため  
滞納処分を進めています！

町民税務課 収税係 ☎77・3916

町税は納期限内に納めていただくことが原則となります。町の健全な財政運営のために納期限を厳守し、必ず納税してください。

現在町では、納期限内に納税されない方に対して、督促状や催告書など自主納付を促しています。

しかし、再三の催告にも応じず納税相談の連絡もない、納税に誠意の見られない滞納者に対しては、公平性を保つため、滞納処分として資産調査や勤務先などへ収入調査を行い、差し押えを執行します。

※やむを得ない事情により納期限内に納税できない方は、納税相談にお越しくください。

**■平成29年度滞納処分（差押え）の状況**

区分	差押件数	差押金額
預貯金	61件	2,361,063円
生命保険	11件	2,289,403円
給与	1件	286,500円
国税還付金	7件	611,098円
合計	80件	5,548,064円

千葉県民の日山武地域行事  
来たいよ☆いちに!  
さんぶ地域フェスタ  
2018in山武

千葉県山武地域振興事務所  
☎0475-54-0222

毎年恒例の県民の日行事。今年もさんぶNo.1グランプリや、地元特産品の即売、採れたて野菜などの無料配布を行います。

開催日 6月2日(土)  
時間 午前10時～午後3時30分 ※小雨決行  
場所 山武市蓮沼海浜公園  
子供の広場

